神戸市　介護予防・日常生活支援総合事業「フレイル改善通所サービス」運営業務委託　実施要領（公募型プロポーザル）

1　案件名称

「フレイル改善通所サービス」運営業務　業務委託

2　業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本市では、フレイル予防をはじめとした介護予防の推進に取り組んでおり、現在フレイルや要支援状態の方、既にフレイル対策を含む介護予防の取り組みを行っている方、無関心層および閉じこもりがちな方など、幅広い状態の方々に応じた対応策を設け、フレイルの予防から改善までを一体的に支援することで地域包括ケアを推進し、自立支援・重度化防止を図ることとしている。この度はその取り組みの一環として、フレイルからの改善に有効なプログラムを提供するフレイル改善通所サービスを、委託により実施する。

（2）業務内容

「フレイル改善通所サービス」運営業務（別紙「仕様書」のとおり）

（3）委託料（契約上限額）

介護保険法第 115 条の 45 に基づく事業及び厚生労働省令の定める事業に係る委託料

詳細については、2026 年 12 月８日（火）に実施する公募説明会にて説明する。

（4）契約期間

2027 年４月１日から 2030 年３月 31 日まで。

また、やむを得ない事由により契約の解除をしようとする場合は，委託期間終了の６ヶ月前又は契約解除の６ヶ月前のいずれか早い日までに契約の解除を申し出ること。

（5）募集ブロック

下記のとおり、市内 32 ブロックに区分し、１ブロックにつきそれぞれ１事業者を選定する。

なお、複数のブロックに応募することも可能とし、複数ブロックの応募に関する制限は設けない。

ブロック		地域包括支援センター圏域
1	東灘区①	本山東部、本山南部、本山西部
2	東灘区②	住吉北部、住吉南部、御影北部、御影南部
3	東灘区③	本庄、魚崎北部、魚崎南部、六甲アイランド
4	灘区①	高羽、六甲摩耶、六甲
5	灘区②	大石、篠原
6	灘区③	王子、西灘
7	中央区①	新神戸、春日野、脇の浜、三宮
8	中央区②	元町山手、ハーバーランド
9	中央区③	港島
10	兵庫区①	兵庫平野、みなとがわ、荒田、夢野の丘
11	兵庫区②	新開地、中道、キャナルタウン

12	兵庫区③	浜山
13	北区（北神）①	ありの、有馬
14	北区（北神）②	道場、八多淡河
15	北区（本区）③	谷上、神戸北町
16	北区（本区）④	北鈴蘭台、鈴蘭台
17	北区（本区）⑤	五葉、しあわせの村
18	長田区①	丸山、名倉
19	長田区②	池田宮川、御蔵、西代
20	長田区③	真野真陽、新長田
21	須磨区①	白川、名谷
22	須磨区②	妙法寺、名谷南
23	須磨区③	板宿、たかとり
24	須磨区④	離宮、西須磨
25	垂水区①	桃山台、垂水名谷
26	垂水区②	塩屋、東垂水、平磯、舞子台
27	垂水区③	本多聞
28	垂水区④	神陵台、舞子
29	西区①	西神南、伊川谷、学園都市
30	西区②	西神中央
31	西区③	押部、神出、岩岡
32	西区④	平野西神、玉津

各地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の管轄地域は、下記８（２）キにて確認のこと。

３　契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

３ヶ月ごとに、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4　応募資格

次の掲げる条件のすべてに該当すること。

（1）法人格を有し、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

（2）フレイル対策を含む介護予防や本業務の趣旨を理解していること。

（3）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（4）暴力団員が役員として経営に関与していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条」に該当しないこと。

（5）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

（6）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

（7）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

（8）直近１年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。

（9）本業務の遂行にかかる連絡、調整、打ち合わせなどに際し、迅速に対応できる体制を有していること。

5　スケジュール

内容	時期	方法
公募要領の配布	2026 年 11 月 20 日（金）から 12 月 7 日（月）まで	本市ホームページ
参加申込締切	2026 年 12 月 7 日（月）12 時まで	Ｅメール
公募説明会	2026 年 12 月 8 日（火）15 時から	オンラインまたは来庁
質問の受付締切	2026 年 12 月 16 日（水）17 時まで	Ｅメール
質問の回答	2026 年 12 月 23 日（水）予定	本市ホームページ
企画提案書の提出締切	2027 年１月８日（金）17 時まで	Ｅメール及び 持参または郵送
事業者選定委員会 （プレゼンテーション審査）	2027 年１月 21 日（木）、 2027 年１月 27 日（水）のいずれか	来庁（詳細は企画提案書提出後に通知）
選定結果通知	2027 年１月 29 日（金）予定	Ｅメール及び郵送
受託事業者説明会	2027 年２月 19 日（金）10 時 45 分から	来庁
前事業者からの引継ぎ	2027 年３月	―
委託契約締結	2027 年４月１日	―
事業開始	2027 年４月	―

6　応募手続きに関する事項

（1）参加申込

参加申込を行う者は、2026 年 11 月 20 日（金）から 2026 年 12 月 7 日（月）12 時までの間に、「参加申込書兼資格確認書」を下記８（３）へＥメールにより提出すること。行き違いがないようＥメール送信後、電話連絡をすること。なお、６（２）公募説明会への参加は必須とする。

（2）公募説明会

公募説明会は 2026 年 12 月８日（火）に実施する。

ア　開催日時

2026 年 12 月８日（火）15 時から

イ　場所

神戸市役所１号館 24 階　1247 会議室

ウ　参加方法

オンラインまたは来庁

（3）質問の受付

公募説明会終了後、公募要領や企画提案書等についての質問がある者は、2026 年 12 月 16 日（水）17 時までに「質問票」を下記８（３）へＥメールにより提出すること。質問票の提出は「参加申込書兼資格確認書」を提出した者に限る。なお、面会や電話による質問は受け付けない。行き違いがないようＥメール送信後、電話連絡をすること。受け付けた質問とその回答については、質問者を伏せた上で 2026 年 12 月 23 日（水）を目途に市ホームページ上に公開する。

（4）企画提案書等の提出

参加申込者のうち、企画提案を行う者は、2027 年１月８日（金）17 時までに「企画提案書」を下記８（３）へＥメールにより提出すること。また、行き違いがないようＥメール送信後、電話連絡をすること。なお、企画提案書は２部（正本１部・副本１部）提出することとし、正本は事業所名入りの表紙を付け、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を全てマスキングしておくこと。また、以下（ア）～（ウ）を下記８（３）へ持参または郵送すること。ならびに、（エ）を提出する場合は、（ア）とあわせてＥメールにて提出のうえ、下記８（３）へ持参または郵送すること。

（ア）企画提案書

データ提出２部（正本１部・副本１部）、持参または郵送１部（正本１部）

※ 企画提案書は、添付資料も含めＡ４版とすること。

※ 複数ブロックの応募にあたり、ブロックによって提案内容が異なる場合は、異なる部分を明瞭に記載すること。

※ 正本は提案事業者名入りの表紙を付け、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切使用しない（マスキングを行う）こと。

（イ）法人登記簿謄本（登記事項に関する「履歴事項全部証明書」）

持参または郵送１部

（ウ）団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

持参または郵送１部

（エ）プレゼンテーション用資料（企画提案書とは別の資料を用いる場合）

データ提出１部、持参または郵送１部

※ 提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切使用しないこと。

（５）参加申込後の辞退

参加申込を行った後、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」を企画提案書の提出期限までに下記８（３）へＥメールにより提出するとともに電話連絡を行うこと。

7　選定に関する事項

（１）評価基準

評価は、別紙に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（２）選定方法

ア　本企画提案の評価については、本市附属機関であるフレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ　選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

ウ　プレゼンテーション審査は、2027 年１月 21 日（木）または 2027 年１月 27 日（水）のいずれかの日程で実施する。なお、審査日時の詳細及び来庁時間については、企画提案書の提出後に別途通知する。

エ　応募ブロックごとに、総合評価点の最も高い事業者を委託候補者とする。

オ　評価の結果、総合評価点が 60 点未満の場合は、選定対象から除外する。

カ　評価の結果、同一ブロックにおいて複数の事業者が最高点を得点した場合は、No. ２、No. ９、No. 12 の合計得点が高い方を優先する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ　参加申込書や企画提案書が以下の条件のうち一つでも該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効もしくは取り消しを行うことがある。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
④ 虚偽の内容が記載されているもの

エ　すべての企画提案書は返却しない。

オ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

カ　期限後の提出、差し替え等は認めない。

キ　参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク　本募集は、2027 年度神戸市特別会計（介護保険事業費）予算の成立を前提とし、予算が成立しない場合は契約を締結しないことがある。また、契約締結後においても、予算の減額・削除があった場合、本市は契約の変更・解除ができる。これらにより、契約候補事業者において損害が発生する場合でも本市はその損害に関する一切の補償・補填・賠償を行わない。

（2）参考情報

ア　地域支援事業実施要綱
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001741386.pdf

イ　介護予防・日常生活支援総合事業
・介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html
・介護予防・日常生活支援総合事業　ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001741382.pdf
・介護予防・日常生活支援総合事業（神戸市 HP）
https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/sougouzigyou/index.html

ウ　神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（神戸市 HP）
https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/shise/kekaku/health/zigyokeikaku.html

エ　「いきいきはつらつ自分らしく（神戸市介護予防ガイドブック）」（神戸市 HP）
https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/kaigoyobou_panda/ikihatu.html

オ　フレイル改善通所サービス（神戸市 HP）
https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/frailty/frailty-kaizen.html

カ　神戸市介護予防プログラム（企画提案書提出時に配布）

キ　あんしんすこやかセンターの一覧表
https://www.city.kobe.lg.jp/documents/1580/20260401__senta-ichiran.pdf

（３）提出先、問い合わせ先

〒650-8570　神戸市中央区加納町６丁目５番１号

神戸市福祉局介護保険課　介護予防担当

電話番号：078-322-6325　　FAX 番号：078-322-6047

Ｅメールアドレス：houkatsu@city.kobe.lg.jp

(受付時間：月～金、祝日除く　8:45～12:00、13:00～17:00)

※ お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします。

別紙

評価項目　（計 100 点）			配点
業務の目的および業務内容の理解度	1	業務目的の理解	5
	2	業務の目的を理解したプログラム構成	10
運営にあたっての業務遂行能力	3	従事者の配置状況 従事者への研修や人材育成計画	5
	4	利用者・地域包括支援センター等との連絡体制	5
	5	類似業務の提供実績	5
	6	開催場所の利便性および確保の見込み	5
	7	地域包括支援センターとの連携	5
	8	利用者の状態把握と状況に応じた個別対応	10
	9	日常生活において効果の実感できる プログラム構成・アプローチの工夫	10
運営にあたっての工夫	10	利用者が楽しみながら継続できる雰囲気づくりおよびプログラムの工夫	10
	11	サービス利用中からの社会参加への仕掛け	10
	12	サービス終了後のフォローアップ方法	10
活動拠点	13	本社所在地等の神戸市内の有無	10